

# 姫路獨協大学薬学部規程

(平成19年5月17日制定)

改正 平成25年 3月28日

平成27年 1月29日

平成28年 3月23日

平成30年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学学則（以下「学則」という。）第2条の4の目的及び次条の理念を達成するため、学則に基づき、薬学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法及び試験等について必要な事項を定めるものとする。

(理念)

第1条の2 「大学は学問を通じての人間形成の場である。」という建学の理念に則り、薬学の学修を通じて、人々の健康の保持・増進と福祉の向上に貢献する薬剤師を育成する場とすることを本学部の理念とする。

(学科)

第2条 本学部に、医療薬学科を置く。

(全学共通科目)

第3条 全学共通科目に関する事項は、姫路獨協大学全学共通科目履修規程の定めるところによる。

(授業科目の種類及び単位)

第4条 本学部の授業科目（専門教育科目）の名称及びその単位数は、学則に定めるとおりとする。

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、45時間をもって1単位とすることがある。
- (4) 卒業論文は、その作成に必要な学修等を考慮して定める。

(履修要件)

第6条 学生は、学則に定めるところにより、204単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学群又は学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学群長又は学部長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第9条 試験は、各授業科目について、その授業の修了する学期又は学年末に行う。

2 前項の試験は、その授業のある学期又は学年中に随時行う考査をもって替えることができる。

3 試験を受けようとする学生は、指定の期日までに所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

4 学生は、別に定めるところにより、試験を欠席したときは追試験を、不合格となったときは再試験を受験することができる。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

(科目等履修生)

第12条 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が定める。

附 則 (平成19年 規程第16号)

この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年 規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 規程第7号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 平成25年度の入学者については、第6条第1項中「205単位以上」を「200単位以上」とし、別表2中「専門科目149単位以上」を「専門科目145単位以上」とし、「合計205単位以上」を「合計200単位以上」とする。ただし、別表1中専門基礎科目及び専門科目「物理系」の授業科目並びに別表2中専門基礎科目及び専門科目「物理系」の単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 規程第10号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。